令和７年５月１５日作成

FAQ

（余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業　令和７年度募集）

事業概要

Q1「堺エネルギー地産地消プロジェクト」とは何ですか。

○　建物の省エネや創エネ、再生可能エネルギー由来の電力供給の取組により、堺市内の都心エリア及び泉北ニュータウンエリアの脱炭素化を図るプロジェクトで、令和４年４月に環境省の脱炭素先行地域に選定されました。

○　本プロジェクトでは、2030 年度までに対象施設での電力消費に伴う CO_2 排出実質ゼロをめざしています。

Q2 本事業に参画し、補助を受けた場合、再エネ 100%電力を調達しなければならないのですか。

○　本事業は、脱炭素先行地域に選定された「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組の１つになりますので、補助金を受け太陽光発電設備を設置した建物は、本プロジェクトに位置付けられます。

○　脱炭素先行地域では、民生部門の電力消費に伴う CO_2 排出実質ゼロの実現をめざしていますので、2030 年までに建物で使用される電力を再エネ 100%電力に切り替えていただく必要があります。

Q3 市と締結する「地域脱炭素の推進に関する協定」はどのような内容ですか。

○　募集要項 P.17「6　協定締結」をご覧ください。

Q4 補助対象設備で FIT 又は FIP 制度の認定を取得しても良いですか。

○　FIT 又は FIP 制度の認定を取得した場合は補助を受けられません。

Q5 国が行う補助金との併用はできますか。

○　国が行う他の補助金との併用はできません。

Q6 施工単価が 20 万円/kW を超える部分は補助対象外とのことですが、これは消費税抜きの単価ですか。

○　施工単価は、消費税及び地方消費税を除いた単価です。

Q7 消費税は補助対象経費に含まれますか。

○　消費税及び地方消費税は補助対象外です。

Q8 補助対象設備の設置に合わせて行う、建物屋根の防水・改修工事は補助対象経費に含まれますか。

○　補助対象設備の設置に合わせて行う、建物屋根の防水・改修工事や既存設備の移設・撤去・処分費、既存建物の解体・撤去に伴う除去費、建物躯体の補強工事費等は補助対象外です。

Q9 1 件当たりの補助金の上限はありますか。

○　ありませんが、予算の範囲内で採択します。

事業者募集

Q10　申込を取り下げることはできますか。

○　申込を取り下げたいときは「申込辞退届（任意様式）」を提出してください。

Q11　独自に太陽光発電設備の計画発電量等の計算をしてもいいですか。

○　計画発電量等の計算については、市が提供する「計画発電量等の計算ファイル（Microsoft Excel）」を使用してください。

Q12　申込までに、関西電力送配電株式会社から系統連系に関する接続検討の回答を受けておく必要がありますか。

○　接続検討の回答を受けておく必要はありませんが、接続検討の状況を報告していただきます。本事業に申込された事業者は、採択された場合に補助事業がスムーズに進められるよう努めてください。

Q13　事業費の根拠として提出する見積書は、相見積が必要ですか。

○　申込時の提出書類として、2 者以上の見積書の写しを求めています。

令和７年５月１５日作成

補助金交付申請

Q14　交付申請書類のうち、事業開始承認申請書に添付した書類は提出しなくて良いですか。

○　事業開始承認申請書に添付した書類も、交付申請の際に再度添付してください。

補助事業の実施

Q15　補助事業の内容を変更する場合、手続は必要ですか。

○　補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市に相談し、市の指示により必要な書類を提出し、市の変更承認を受けてください。ただし、軽微な変更の場合は除きます。

Q16　事業内容の変更が認められる条件はありますか。

○　事業内容の変更は、原則として、交付決定額を超えず、募集要項に示す要件を満たし、余剰率かつ事業実施可能性が変更前と比べて同等又は改善されると認められる範囲に限って認めるものとします。

Q17　余剰率が改善された場合、交付決定額の増額は認められますか。

○　変更前と比べて余剰率が改善された場合でも、本事業の予算額の範囲内で対応するため、予算の執行状況によっては交付額の増額変更に応じられない場合があります。

Q18　補助事業の完了とはどの時点を指すのですか。

○　導入したすべての補助対象設備の引き渡し及び検収が完了するとともに、補助対象設備の調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。また、令和９年１月３１日までに補助事業が完了しない場合は補助金を受けることができません。

Q19　補助事業終了後に自家消費量、余剰電力量等を報告する必要はありますか。

○　補助を受けて太陽光発電設備を設置した建物は、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」に位置付けられるため（Q2 参照）、自家消費量や余剰電力量、再エネ 100%電力の調達状況等について市がフォローアップを行う予定です。

令和７年５月１５日作成

協定締結

Q20　市が計画している再エネ 100%電力の地産地消スキームとは何ですか。

○　市では、再エネ 100%電力の地産地消を推進するため、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組をきっかけに、市内の民間施設に市内産の再エネ 100%電力を供給する仕組みの構築をめざしています。

○　本事業に参画する建物には、先行的に市内産の再エネ 100%電力を供給し、将来の地域脱炭素化の呼び水となるよう、ご協力いただきたいと考えています。

余剰電力の供給

Q21　余剰電力の売電に必要な計測・制御機器は誰が設置するのですか。

○　補助事業者の負担で設置してください。なお、設置する機器の種類は小売電気事業者が指定します。